

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度 「Web建設物価」等購入
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 堀田 治 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契約締結日	令和 4年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人建設物価調査会 名古屋市中区錦3-4-6
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥10,305,575-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥10,305,575-
随意契約によることとした理由	<p>地方整備局が発注する公共工事の積算においては、(一財)建設物価調査会が発行している「建設物価」や「土木(建築)コスト情報」(以下、「建設物価等」という)に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが積算基準書に定められている。同財団においては、平成20年度から「建設物価」に掲載される情報を大幅に増やし「Web 建設物価」としてインターネットを介し資材価格情報の提供を開始しているほか、平成30年度からは「デジタル土木(建築)コスト情報」に週休二日の標準単価を掲載している。この「Web 建設物価」や「デジタル土木(建築)コスト情報」(以下、「Web 建設物価等」という)の価格情報は、「建設物価等」に掲載される価格情報と同等の信頼性があり、かつ広く公表もされていることから、①市場価格のタイムリーな積算への適用、②定期調査費用の削減、③業務効率の向上を導入効果とし、公共工事積算の基礎資料としてしているところである。</p> <p>また、積算で使用した単価資料は、情報開示請求に応じて工事契約後、2ヶ月程度で公開してきたところであるが、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改定について(平成31年3月27日付け国官会第23526号、国地契第63号等)に基づき、令和2年4月1日からは早期に公表する必要があることから、著作物の公表について、上記法人の承諾を得る必要がある。</p> <p>このため、積算業務の適切な実施のために、「Web 建設物価等」に掲載される資材価格情報を得る必要があり、現在「Web 建設物価等」のライセンスは、出版元の同財団のみが取り扱っていること、著作物の公表について、上記法人の承諾を得る必要があることから、上記法人と随意契約を行うものである。</p> <p>適用法令： 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p>
備 考	